

平成26年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月14日（金曜日）

# 平成26年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成26年3月14日（金曜日）

## 議事日程 第2号

平成26年3月14日（金曜日）午後1時開議

- 日程第 1 同意第 1 号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第 1 2 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 甘楽町職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 甘楽町交通指導員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 甘楽町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 甘楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 甘楽町社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 町道路線の廃止について
- 日程第 10 議案第 2 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 2 1 号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 12 議案第 2 2 号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 13 議案第 2 3 号 富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 14 議案第 2 4 号 平成26年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 15 議案第 2 5 号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 2 6 号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 2 7 号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第18 議案第28号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 平成26年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第21 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 追加日程第1 議案第31号 工事請負契約の変更について  
「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」
- 追加日程第2 議案第32号 工事請負契約の変更について  
「甘楽ふるさと館研修室建築工事」
- 日程第22 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 一般質問 第1番 山崎愛子（大雪に伴う生活被害に対する対応と対策について）
- 第2番 長岡敬一（大雪被害！最大限の救援をお願いしたい〔被災農家は支援を待っている〕）
- 第3番 中里芳久（ノロウイルス菌等の予防と対策について）
- 第4番 富岡朝男（固定資産税等の納期の平準化について）
- 第5番 富岡朝男（消防団支援法に基づく地域防災力の強化について）
- 第6番 山崎澄子（地産地消と食育教育について）
- 第7番 山田邦彦（電気自動車の充電器設置などについて）
- 第8番 山田邦彦（スポーツ条例の制定を）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	飯塚章君
総務課長	新井貞行君	企画課長	山田隆史君
健康課長	中野哲也君	住民課長	齋藤はるみ君
振興課長	三木純一君	水道課長	吉田喜代治君
学校教育課長	山田勇君	社会教育課長	佐藤芳雄君
農業委員会事務局長	山崎等君		

---

事務局職員出席者

事務局長 松本一雄

○開 議

午後1時開議

◇議長（**黨 哲夫君**） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第1 同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第1、同意第1号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、ただいま同意されました齊藤満智子君から発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤満智子君、入場してください。

〔齊藤満智子君入場〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 齊藤満智子君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇教育委員（**齊藤満智子君**） 皆さん、こんにちは。今、紹介いただきました齊藤満智子です。

このたび、教育委員さんというふうに声をかけられました。私のような者は本当に何もできないんですけれども、教員を約33年間していたのですが、その一番はじめが偶然にも小幡小学校でした。そして、嫁に来たのも、たまたま甘楽町の福島でした。何かと甘楽町とは縁があるんだなというふうにつくづく感じているんですけれども。勤めている間は、甘楽町を希望はしていたんですけれども、一度も、実は小幡小学校、2年だけで、あとはずっと富岡市とか下仁田町の方で仕事をさせていただいたのですが、甘楽町では残念ながら勉強することができませんでした。

甘楽町の子どもたちは、本当に地元の子どもたちだけ、自分の子どもとのかかわりだけだったんですけれども、このたび教育委員さんという声をかけられたので、これも何かの縁かと思ひまして、本当に何もできないんですけれども、子どもたちのために少しでも何か役立てることがあったらいいかなと思ひまして、もしできたら引き受けさせていただこうというふうに思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） ありがとうございます。

〔齊藤満智子君退席〕

---

◇

○日程第2 議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第2、議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。  
原案に反対の発言を許します。

12番、山田邦彦君。

◇12番（**山田邦彦君**） 私は、議案第12号について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、6つの条例を一括して、消費税を5から8%に増税する内容です。

そもそも消費税は、国民からの大反対の中で決まり、1989年に始まりました。今までに私たち国民が納めた消費税は、約264兆円にもなります。その間に、法人税の減税

などが行われ、246兆円にも達しています。まさに、消費税は法人税減税の穴埋めに使われたということができると思います。そして、主に輸出をたくさんしている大企業は、輸出戻し税制度でも膨大な利益を得ることになっています。

また、生活必需品など、ほぼ全てのものにかかるので、年収が少ないほど負担の多い税金としても大問題です。

さらに、70～75歳の医療費の自己負担を1割から2割に引き上げること、年金がマクロ経済スライドで年ごとに給付を減らしていること、要支援・要介護1、2の人たちの給付抑制をしたり、介護サービスの自己負担を1割から2割にふやすことが検討されています。消費税は、社会保障のために使うと言いながら、逆行がされています。

おまけに、八ッ場ダムや東京外環道路など、無駄な巨大公共事業などを推進して、財政再建どころか、国の借金は膨らむばかりです。

大企業や高額所得者の所得がふえる一方で、働く者の賃金は引き下げられ、中小企業の収益は悪化しています。所得の低い人に負担が重い不公平な税制である消費税の増税は、国民生活や中小企業の営業を破壊してしまいます。

また、大企業への行き過ぎた減税や富裕層への優遇税制を見直すことも必要で、国民の暮らしと権利を守るルールをつくり、国民の所得をふやすことも増収増を図るためには、重要だと思います。格差が広がり、経済が低迷している今日、消費税の増税実施は中止すべきと考えます。

以上の理由で、この議案第12号については賛成できません。

また、この後決議が予定されている第24号、第27号、第28号と第30号につきましても、それぞれ討論はいたしません、同じ理由で賛成しません。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第3 議案第13号 甘楽町職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する  
条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第3、議案第13号 甘楽町職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第4 議案第14号 甘楽町交通指導員設置条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第4、議案第14号 甘楽町交通指導員設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇日程第5 議案第15号 甘楽町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第5、議案第15号 甘楽町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇日程第6 議案第16号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第6、議案第16号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第17号 甘楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第7、議案第17号 甘楽町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 議案第18号 甘楽町社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第8、議案第18号 甘楽町社会教育委員設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



#### ○日程第 9 議案第 19 号 町道路線の廃止について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 9、議案第 19 号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



#### ○日程第 10 議案第 20 号 町道路線の認定について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 10、議案第 20 号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 1 議案第 2 1 号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 1 1、議案第 2 1 号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 2 議案第 2 2 号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産

### 処分に関する協議について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第12、議案第22号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



### ○日程第13 議案第23号 富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第13、議案第23号 富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第24号 平成26年度甘楽町一般会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第14、議案第24号 平成26年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第25号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第15、議案第25号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第26号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第16、議案第26号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第17 議案第27号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第17、議案第27号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第18 議案第28号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第18、議案第28号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第19 議案第29号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第19、議案第29号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第20 議案第30号 平成26年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第20、議案第30号 平成26年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第21 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第21、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（**柳澤清次君**） 平成26年3月14日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長**柳澤清次**。委員会審査報告。本委員会に付託

の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1. 開催日時、3月7日午後2時30分。2. 場所、甘楽町公民館大会議室。3. 出席者。委員長、柳澤清次。副委員長、江原榮和君。委員、山崎澄子君。委員、黛哲夫君。委員、中里芳久君。委員、吉田恭一君。4. 欠席者、なし。5. 会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、新井貞行君。企画課長、山田隆史君。住民課長、齋藤はるみ君。会計課長、飯塚 章君。学校教育課長、山田 勇君。社会教育課長、佐藤芳雄君。

裏面をお願いします。6. 審査の状況。陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書。

ワーカーズコープ「協同労働の協同組合」とは、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や、地域のさまざまな課題に取り組むための組織として期待されています。

誰もが仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」という働き方は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働く意思のある人たちが社会に参加する道を開くものです。

既に、欧米では、労働者協同組合についての法制度が整備されているようですが、日本では法制度化の検討が始まった段階であり、社会的理解が不十分のうえ、実態にはまだ不透明な部分があるので、その動向を見きわめる必要があるとの意見で一致しました。

よって、本陳情は継続審査すべきものと決定いたしました。

◇議長（黛 哲夫君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黛 哲夫君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。どうぞ自席に帰ってください。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黛 哲夫君） 討論がなければ討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。  
日程の追加について、お諮りいたします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、議案第31号 工事請負契約の変更「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」について、追加日程第2、議案第32号 工事請負契約の変更について「甘楽ふるさと館研修室建築工事について」、以上2件を議題としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（**黛 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第31号、追加日程第2、議案第32号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。



#### ○追加日程第1 議案第31号 工事請負契約の変更について

##### 「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」

◇議長（**黛 哲夫君**） 追加日程第1、議案第31号 工事請負契約の変更「遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）」についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） 議案第31号 工事請負契約の変更について。平成25年9月18日契約議決した遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）について、次のとおり請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成26年3月14日提出、甘楽町長茂原荘一。提案理由。本路線の早期供用開始を図るため、舗装工について、車道部及び歩道部を増工するため。

次のページをお願いします。記。（変更前）1、契約の目的、遠出居7号線整備工事（第2工区・橋梁整備）。2、契約の金額、8,295万円。（うち、取引に係る消費税額395万円）3、契約の相手方、富岡市神農原70番地2、岩井建設株式会社、代表取締役岩井重夫。（変更後）1、契約の目的、変更はございません。2、契約の金額、9,986万5,500円。（うち、取引に係る消費税額475万5,500円）3、契約の相手方、変更はございません。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○追加日程第2 議案第32号 工事請負契約の変更について

### 「甘楽ふるさと館研修室建築工事」

◇議長（**黛 哲夫君**） 追加日程第2、議案第32号 工事請負契約の変更「甘楽ふるさと館研修室建築工事」についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） 議案第32号 工事請負契約の変更について。平成25年9月18日契約議決した甘楽ふるさと館研修室建築工事について、次のとおり請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成26年3月14日提出、甘楽町長茂原莊一。提案理由。地盤状況不良による杭基礎工法等変更のため。

裏面をお願いいたします。記。（変更前）1、契約の目的、甘楽ふるさと館研修室建築工事。2、契約の金額、8,484万円。（うち、取引に係る消費税額404万円）3、契約の相手方、群馬県富岡市富岡1769、佐藤産業株式会社、代表取締役佐藤克佳。

（変更後）1、契約の目的、変更はございません。2、契約の金額、9,018万6,000円。（うち、取引に係る消費税額443万6,000円）3、契約の相手方、変更は

ございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



## ○日程第 2 2 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 2 2、閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配付した継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。



## ○日程第 2 3 議員派遣の件について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 2 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第 1 2 1 条第 1 項の規定によって、お手元に配付しました議員派遣の件につい

て、お諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。



## ○日程第 2 4 一般質問

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 2 4、これより一般質問を行います。一般質問は、会議規則第 5 0 条の第 2 項の規定により、議員の定めた順序によりこれを許します。

初めに、3 番、山崎愛子君、登壇の上、質問を願います。

◇3 番（**山崎愛子君**） それでは、質問いたします。「大雪に伴う生活被害に対する対応と対策について」ということです。

今回、大変大雪に見舞われて、農業被害もひどいし、家屋の損壊、生活道路の積雪などの生活被害でも甚大な被害が出ました。

国、県の農業被害の補助対策というのは大体決まったようですが、生活被害でも町当局の最大限の補助対策をお願いし、大被害世帯などに支援の手を差し伸べていただきたいと思えます。

そのために、町民の各世帯の被害状況の調査、農業被害ではなくて、生活被害の方を調査していただきたいと思えますが、この予定があるか。調査をして、その記録をまとめて支援策を考える。また、今後の大雪の際の対策を構築するなどしていただきたいと思えます。

損壊した建物の取り壊しによって出たがれきもごみですが、その集積場を地域ごとに確保して、そこからのごみを町で運搬して片づけていただけるような対策があるかどうか、伺いたいと思えます。高齢化が進み、個人では大型のごみは運べなかったり、片づけられないので、近場でのごみの集積場の確保をお願いできればと思えます。

そして、秋畑の那須、裏根地域、国峰の城とか、日向地区とか、天引の鳥屋、堂の入り地域など、孤立しやすい地域に対する道路の除雪対策など、異常気象時下の災害対策について、事前に対応策を考えていましたでしょうか。町当局の組織的な対応策が必要と考えます。今後、高齢化の進行に伴い、さらなる対策を考えていただきたいと思えます。孤立地帯の解消のため、除雪車を町で導入して、いち早く対応していただくとか。それか

ら、あと除雪した雪の捨て場所の確保も必要で、ここら辺に持ってくればよいという、地域ごとにそういうところを決めていただければなと思います。

今後、大雪、台風、竜巻など想定外の異常気象、災害を想定して、それに対する組織体制づくり、そのための町の防災計画、防災マップなどの見直しを提案いたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） それでは、山崎愛子議員の「大雪に伴う生活被害に対する対応と対策について」のご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

2月14日から降り始めた記録的な大雪は、各地に大きな被害をもたらしました。道路は積雪で通行不能になり、倒木などによる停電や断水、農業施設や物置、車庫などの倒壊など、日常生活にも大きな混乱を発生させました。

町では、道路の除雪をまず最優先とし、幹線道路は業者に委託し、生活道路は区長さんを中心に地域の皆さんが除雪にあたってくださり、特に農家の皆さんによる農業用機械での除雪、地区の建設業者の皆さんによる建設機械での除雪のほか、地域住民の皆さんが手作業による除雪にあたっていただき、共助による大きな地域力で対処していただきました。本当にありがたく感謝を申し上げます。

今回の除雪に協力をいただいた地域の潜在的な資源につきましては、区長さんを通じて取りまとめをいたしました。今後の大雪はないことを祈るばかりではありますが、もしもの対策として十分参考とさせていただきたいと考えております。

こうした地域のご労苦に少しでも応えるため、この3月議会でご議決をいただき、地域支援金を交付いたしました。また、被害を受けた家屋の補修費用につきましても、一定の要件のもとに助成を考えております。

被害を受けた車庫、物置、植木などの片づけなどから生じるごみにつきましては、災害等廃棄物処理事業として、環境省で現在検討中でありますので、その対応を受けて町の処理方法を決めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、それぞれの詳細につきましては、この後担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務課長。

◇総務課長（**新井貞行君**） それでは、命によりお答えをいたします。

まず、大変な大雪でした。この雪に地域の皆さんの協力をいただきまして、対処するこ

とができました。皆さんの協力に対し、行政区に一律2万円、秋畑地区については5万円と1世帯当たり500円で、総額300万円余を支援金として配付させていただきました。

また、個人住宅に対する補修費用につきましても、住宅本体に係る20万円以上の補修工事を町内の業者で施工した場合に、10万円を限度に補修工事費用の10%の助成をいたします。この助成金の申請は、4月末日まで受け付けたいと思います。

雪害から生じたごみにつきましては、収集場所へ出していただくか、大きなものは処理業者に搬入、もしくは処理を依頼していただくようお願いしております。しかし、被害の大きさから、今後の処理や収集については、災害等廃棄物処理事業として、環境省で現在詳細について検討中でございますので、その対応を受けて町の処理方法を決めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、孤立化に対する質問でございますが、この大雪に際しましても、孤立地域を出さなかったことは、何よりだと思っております。業者委託の除雪、地域の皆さんによる除雪などによりまして、いち早く生活道路の確保ができたことは、地域力の賜物と感謝をいたしております。

また、除雪車を導入してはとのご提案でございますが、使用頻度等勘案いたしまして、費用対効果から町での導入は考えておりません。

雪の捨て場につきましても、地形等を熟知している地域の皆さんに対応をお願いしたいと考えております。

そこで、日ごろから地域の連携・協力がますます重要になってきていると考えているところでございます。議員におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、災害対策、防災計画の見直しのご質問ですが、町の災害対策の体制につきましても、甘楽町地域防災計画及び甘楽町水防計画で定められており、今回の大雪に対しましても、これらの計画に沿った対応をとりました。

また、この記録的な大雪を受けて、県は地域防災計画を見直し、雪害対策を強化する方針を固めたと報道されております。その中では、市町村と共同で大雪時の対応を検討し、除雪などの対策を盛り込むとしております。

町といたしましても、県と歩調を合わせながら、十分検討し、対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎愛子議員。

◇3番（**山崎愛子君**） 個人住宅20万円以上で、助成金は10万円を天にして、4月末日までに申し入れた人って言うけど、業者に頼んでも、まだ非常におくれている、4月末日に大体幾らかかるなんていうのが出ない方もいると思うんですね。ですから、その助成金、それはもう少し延ばしてもらえればなと思います。

それから、地域の方にそういう助成金を出して、いろいろ協力してくださった業者の方や個人の方にお礼のお金をということだったですけれども、それは地域の全体のためにやったわけで、非常に被害が大きいおうちもあるわけですよね。だから、そういうその方に助成金、それはあげてみないとわからないわけですから、どのくらい被害に遭っているかというのは、雨漏りとかそういうようなことはもうすぐしなきゃならないけれども、業者に委託してもすぐはなかなかできないというような被害の場合は、まだわからないわけですから、もう少し期間を延ばしてもらったらどうなのかなと思います。

全部被害額応じて見舞金を出しているなんていうところもあるようですから、それが1点です。

それから、まだあるんですけど、続けてよろしいですか。あと、ごみを、まだ農業の方も先ほど聞きましたけども、産業廃棄物となったそれを集める場所、今、ふだんの処理業者をお願いしているものは、皆分別してですけれど。今回の出てきたごみというのは、もうたくさんいろいろ混ざっていた、それを全部分別してなかなか一遍にすぐというわけにはいかないと思うんですね。特に、プラスチックとかそういうガラスだとか、そういうものをここに持ってきてくれればという場所を決めてもらって、そここのところに持ってきていいですよと、そういうことをしてもらえれば。そして、その集積場から、いろいろ入っているわけですが、業者は分別して持って行ってもらうというか。そうしないと、もう一遍にはなかなか個人ではできない部分があると思います。だから、そこら辺を親切にしてもらえればありがたいなと思います。

それから、これから雪の、いつでも道路なんていうのは道端に寄せて、そしてある程度太陽も出て、そして消えていったわけですが、ずっとまたさらに雪が降ったような場合は、雪の捨て場所というのがない、町場はないわけですよね。小幡とかね。だからなくて困る、ここには捨てていいよという場所を町の方であらかじめ予定してもらえれば、地域の公園とかですよ。そういうのも防災マップに広い場所を前もって考えておいて言っておいてもらえれば、そこには捨てればいいんだということがわかるわけですよ

ね。だから、そんなふうをお願いしたいと思います。

それもこれからいつあるかわからないので、除雪車というのは前に甘楽町もあったんじゃないかなと思うんですけども。

そういうことでよろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務課長。

◇総務課長（**新井貞行君**） 最初の質問でございますけども、補修費用の補助でございますが、先ほど4月末日と申し上げましたが、申請をしていただく期日ということでございまして、被害箇所を業者に見積もっていただいて申請をしていただくというその期日でございますので、まだ1カ月余ございますので、業者に見積もっていただいたものを申請していただくということで、全部直していただくということではございませんので、いわゆる申請をしていただく事実ということにとらえていただければと思います。

それから、ごみの関係でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、まだ処理方法が確実に決まっております。それを災害等廃棄物の処理事業として環境省の方で今詰めておりますので、それは決定し次第ということでご理解をいただければと思います。

雪の捨て場所ですが、町であそこ、ここということではなくて、先ほど申し上げましたように、地域の方が一番よく、区長さんを中心とした方が一番よく知っているの、そのところで対応していただければと考えています。

除雪車につきましては、先ほど申し上げたとおり、町で導入するという考えはございません。よろしく申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎愛子議員。

◇3番（**山崎愛子君**） そうすれば、まずごみのことですが、ごみの集積場というか、収集場所、今置いておくごみの収集場所とは違って、この大雪で出たごみを集めておくところ、短期間ではここに集めていいよと、そういうふうにしたとしてもまだこれからずっと時間がかかりますので、置く場所をきちんと今後考えて、一般個人のごみですね。大雪で被害に遭ったそのごみはここに持ってくればいいよと、そういうことをぜひお願いしたいと思います。それは、長期間でお願いできればなと思います。

それから、地域の方が一番知っているとすれば、もし大雪のときは地域で、ここに捨てればいいよという場所を町が音頭をとってそして決めてもらっておかないと、勝手にその家のところに捨てたら大変なことになっちゃいますから、そういうふうをお願いしたいと

思います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 重複しないようにお願いします。

要望でよろしいですか。

◇3番（**山崎愛子君**） はい。そうですね。それでお願いします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、山崎愛子君の質問が終了いたしました。

次に、6番、長岡敬一君。登壇の上、質問を願います。

◇6番（**長岡敬一君**） 私は、「大雪災害に伴い、最大限の救援をお願いしたい」ということで、一般質問をさせていただきます。

ちょうど1カ月前の2月14・15日、観測史上、前例のない大雪は各所に多大の被害をもたらしました。改めて被災者の皆さん方にお見舞いを申し上げます。とりわけ、当甘楽町の施設園芸農家は、壊滅的な被害を被りました。ニュース報道その他によれば、国・県・町は緊急経済対策として、予想以上の救済の考えを打ち出しておりますが、それで再建は可能なのでしょうか。農家の多くは、高齢者が多く、先を考えれば多額の投資をしてまで農業をしたくないという声が多いという、また若手後継者及び就農者についても、補助支援制度が確立されても、多くの資金が必要となり、再び農業を頑張るといには負担が重過ぎます。しかし、うまい新鮮な果菜類の生産供給は命の源であり、滞らせてはなりません。町民等しく町の対応を願っております。具体的には、次の項目について質問をいたします。

1つ、被災農家の戸数と被害額をできましたらお知らせいただきたいと思います。

それから、2つ目として、被害農家の農業再建についての意向把握はしておるでしょうか。

3つ目として、町としての救済策の考えについて、お願いをしたいと思います。

4つ目として、今後の農業政策についての考えは。特に、特産化、ブランド化について、ひとつこの機会をとらえてより一層明確にし、農家の育成に努めていただきたい。

5つ目として、被害農家がまず手をつけなくてはならないのが、倒壊ハウスの撤去かどうか、そういうものだと思います。手が無いと言っております。私は、ここで多くのボランティア、そういうものなる応援を得て、一日も早い撤去を考えていただけたらと思うわけでございまして、以上、質問を申し上げたいと思います。よろしく願いをいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、長岡敬一議員の「大雪の災害！ 最大限の救援をお願いしたい」、このことについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、先ほどお話がありました、ご承知のとおり、2月14日から15日にかけての大雪によりまして、農業の関係施設が倒壊するなど、農作物や農業用施設に甚大な被害が生じました。

町では、鋭意、これらの農業被害の把握とその対応に努めてまいりましたが、その状況等につきましては、本定例議会の中で、国・県及び近隣市町村の対応、そして追加支援、それらを踏まえた町としての方針等をお示しして理解を求めてきたところでございます。

そうした中で、今般農業の持続的発展を確保しつつ、食料の安定供給を図っていくためのものとして、新たに被災した農業者に対して、農産物の生産に必要な施設の再建、修繕等について、最終補助率が10分の9、撤去につきましては、補助率が10分の10相当の定額補助を柱とした、「被災農業者向けの経営体育成支援策」が打ち出されたところがあります。今般の追加拡充の支援策は、現状においては、最大限のものと理解をしておりますし、この支援策をもって、国・県の一連の支援策の骨格は固まったんじゃないかなと理解をしております。今後は、個別の対応が始まるものと考えております。

先ほどの協議会の中でご報告をさせていただきました被害農家戸数をはじめ、被害額等、ご質問の詳細につきましては、改めてこの後、担当課長からお答えをさせますので、今後における町の対応につきましては、可能な限りの対応をさせていただきたいと考えておりますし、議員が懸念されております被災農業者の経営意欲が失せてしまうことのないよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

◇議長（黛 哲夫君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） 命によりましてお答えをいたします。

町長のご答弁のとおり、大雪によりまして被災農業者に対し、今般農作物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を対象としました国庫事業、すなわち「被災農業者向け経営体育成事業」に、県が上乘せ助成することで、支援策が一層拡充されました。

その上で、ご質問の各項目に沿ってお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1つ目の「被災農家の戸数と被害額」についてでございますが、農業用施設につきましては285戸、被害額で2億2,007万2,000円。農産物等につきましては186戸、被害額3億4,977万9,000円でございます。これは、いずれ

も3月13日現在ということでございます。

次に、ご質問の2つ目の「被害農家の農業再建についての意向を把握しているか」についてでございますが、現状では、「被災農業者向けの経営体育成支援事業」を活用していただくとともに、町長のご答弁のとおり、被災農業者の営農意欲が失せてしまわないよう、関係機関と連携をとりながら対応させていただくことが肝要と考えております。

ご質問の3つ目の「町としての救済策」についてでございますが、農業被害が生じた農作物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を支援することによりまして、持続的な生産を支えるため、「被災農業者向け経営体育成支援事業」の中で、国・県と協調しまして、町として再建・修繕については10分の1.3の補助率、撤去については10分の1.6相当の定額補助を考えておりまして、したがって農業施設再建・修繕等の農家負担は1割、撤去においては10分の10相当の定額補助ができるように、今考えております。

また、大雪によりまして被災した農業者の早期経営再建を図るため、甘楽町農業災害対策特別措置条例を適用し、県と連携して樹草勢回復や代替・次期作付けなどに要する費用の助成ができればと考えております。

ご質問の4つ目の「今後の農業施策についての考え方」についてでございますが、引き続き、まずこの被害対策に取り組むことはもちろんでございますが、町長が述べられたように、当面農業の持続的発展を確保すること、すなわち生産者の営農意欲が一気に失せてしまわないようなきめ細やかな対応をすることが求められるということと考えております。

現時点では、先ほど来からお示ししております助成支援策等を通じて、被災農業者の営農意欲を支える効果を期待したいと考えております。

ご質問の5つ目の「倒壊ハウス撤去」についてでございますが、ご質問のように、被災農業者が倒壊ハウスを解体、片づけることができない場合がございますが、その場合は、農業者が作業員を雇用する、あるいはJA等が組織をします任意団体に委託することなどが考えられますが、その際、関係法令でございます建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法でございますが、こういった関係法令にご留意をする必要があると考えております。

いずれにしましても、災害により発生しました災害廃棄物の処理につきましては、現

在、先ほど来から出ております環境省所管の「災害と廃棄物処理事業補助金」を活用するなど、関係機関と連携しながら、可能な限りにおいて町が主体的に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 長岡議員。

◇6番（**長岡敬一君**） 本当に今回の救済策については、異例の措置だと思います。我々もこの一般質問を提起するときには予想もつかない内容であったと思います。したがって、1番と3番、これについては先ほどの全員協議会の中で説明をされまして了解でございます。

2番とそれから4番について、今後の農家の振興策というんですか。これを契機にしてなかなか高齢化が進んでおまして、思い切ってやめようという人もまだまだいるような話をお伺いするわけです。そしてまた、若い後継者についても、意欲を持っておられる方がご苦労かと思えますけれども。私の考え、お願いしているとおりの大雪災害を契機にして、特に観光に結びついた農業というものを、これから考えていったらいいんじゃないかと思うんですね。だから、特産化、ブランド化をより一層進めて、おいしい、甘楽町の野菜は特においしいんだと。肉にしてもそうだし、また買いに寄るよと、こういう一般の消費者が味を覚えて、甘楽町という名前が浮かぶような、そういう農業というものを考えていただきたい。

そしてまた、町長、今後の営農経営体、いろんな方法を考えていきたいという答弁をいただいておりますけれども、それを考えている内容、もし頭にありましたら、お示しをいただきたいとともに、今後の営農方法について、検討機関ですね。そういうものはどんな検討機関を持ってやっておるか、こういうことでおられるか、ひとつお聞かせをいただきたいと。

最後の5番について、今、振興課長が申されましたけれども、農家の手が間に合わないんだったら業者に頼めと、こういう話だけど、業者もないんだよね。したがっていつになるかわからないと。ここがやっぱり問題なので。ある市町村においては、ボランティアを幅広く県内・県外からも発信して集めると。このようなニュースも漏れ聞いておりますので、その辺の考え方がございましたら、ひとつお示しをしていただいて、まずは町内の被災地、たとえ1時間でもいいから手伝ってくれないかと、そういう考えはあるかどうか、以上の点について、ひとつ考えがあったら、お示しをいただきたいと思います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 振興課長。

◇振興課長（**三木純一君**） ご質問の方が、災害を主体ということで、ブランド化まで及んだということですが。特にナンバー4番のご質問ですが、特に今回の災害の状況を見てみますと、先ほどの協議会の中でも、資料を見ていただきましたが、特にパイプハウス、これはパイプハウスといいますか、施設を使うというのはもう通年農業といいますか、通年栽培をしているということで、まずそこに特色があります。そして加えて、パイプハウス、プラスチックハウス等に代表されます園芸野菜というのは、ご案内のとおり、町では新屋のキュウリということで、野菜指定産地になっていて、冬春・夏秋キュウリが指定されているわけです。そういったことを考えますと、そのキュウリ自体がもうブランドになっていると担当課長として解釈しています。

そのほか畜産関係についてもそうです。上州牛の話は、特に乳牛関係ですが、豚についてもそうですし、キノコ関係についてもそうでございます。そういったことを、またニラと小ネギ等もそうですが、近時のブランド化しつつある通年栽培しています特色ある農作物が被害に遭っているということで、まず今緊急的にしなければならないことは、そういったものの復旧をまずして、また災害の手当をして、営農意欲を失せないような形、町長おっしゃったような。それが緊急的な対応と、担当課長としては考えていますので、そういった形でお答えをさせていただいたということでございます。

それと、農家の手が無いということで、先ほど作業員を雇用するか、あるいはJA等が組織する任意団体に委託することなどがということで、例外を挙げさせていただきましたが、そのほか議員おっしゃるように、ボランティアの関係もありますし、幾つかのパターンがあります。

いずれにしましても、そういった方法を活用して、被害の除去の費用についても、今回手厚い支援がありますよと。その中からご活用いただくという趣旨でお答えをさせていただきましたので、議員の意としているのと全く同じでございますので、農業者を救済していくという立場からの答弁ということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 長岡議員。

◇6番（**長岡敬一君**） では、お願いになるかもしれませんがね。すぐすぐということじゃなくて、やはり今までの日々そういうものが特産、甘楽町ブランドとやってきましたけれども、それも1つだけけれども、それよりさらに拡大して、私が前から言うように、何

か甘いスイーツ的なそういうものを考えて、やっぱり甘楽町に来て、そういう甘いものも食べたいんだよというようなことも頭に入れて進めていただけたらと。

先日、この間の日曜日、ちょうど北区へ招かれてお祭りに行きました。有機栽培の会長さんとも一緒に車の中で話したんですけれども。そういう中で、イチゴだとか例えを申し上げますけれども、そういうものなんかも甘楽町にはないよねと、甘いものを提供すればより一層いいんじゃないかと、そうだよねなんていうことを言ってくれましたけれども。そういうことを思っている人もおりますことを紹介して質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◇議長（**黨 哲夫君**） 長岡敬一君の質問が終了いたしました。

次に、10番、中里芳久君。登壇の上、質問を願います。

◇10番（**中里芳久君**） それでは、質問いたします。私は、「ノロウイルス菌等の予防と対策について」ということで、お願いします。

今年は、年明け1月20日ごろより26日にはインフルエンザが大流行し、35都道府県において、290校は休校となりました。当町も休校となりました。インフルエンザは沈静化したものの、2月に入り14日、15日には記録的な大雪に見舞われ、被害甚大で、県内でも247億円となった。

そんな慌ただしい中、2月も終わりに近くなり、時節も変わり、気温も上昇し、今後心配されることはノロウイルス菌等による食中毒である。生命ある全ては、食品にかかわっている。当町も、学校給食等利用者は、1,500人近くいる。そこで、毎年各地で発生や感染が報告されている。

当町も、外部からの食品等物流も多く、人の出入りも多く見込まれる。また、食品に対する関心も高く、注目する人たちも多くなっている。そんな中、3月16日には、「道の駅甘楽」がリニューアルオープンする。それに伴い、人の出入りや物流も当然多くなる。そこで心配されるのは、ノロウイルスである。予防と対策は徹底しなければならない。

公共施設に対しては、特に注意し、励行を図る。

1といたしまして、食品と衛生面での教育や指導を行う。

2といたしましては、手洗い場を増設し、除菌液を設置する等。

また、3番といたしましては、単純な考えではありますが、愚問かもしれませんが、当町の予防と対策はどう考えているか、お伺いしたい。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原莊一君**） それでは、中里芳久議員の「ノロウイルス菌等の予防と対策について」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問にありましたように、まずこれらについては予防と対策は大切だということを最後におっしゃっていただきましたけれども、まさにそのとおりだと思っておるところであります。

インフルエンザや0-157、そしてノロウイルスによる感染は1年を通して発生しているわけですが、特に冬場に発生しております。中でも、ノロウイルスは感染力が強く、2次感染を起こしやすいため、旅館やホテル、学校などでしばしば集団発生という痛ましい報道をよく耳にするところでございます。治療やワクチンなどの特効薬は無いために、食中毒事故を未然に防ぐには、先ほど申しました徹底した予防対策と適切な衛生管理に努める以外に方法はないと思っております。

ご指摘にありました今春グランドオープンいたします「道の駅甘楽」、そして甘楽ふるさと館、お休み処の信州屋、長岡今朝吉記念ギャラリーの喫茶室等には、町内外から大勢の利用客が見込まれておりますので、保健所の指導のもと、厨房内の衛生管理や職員の健康管理には常に点検、そして体調面のチェックを行いまして、万全の予防措置を講じております。

なお、学校給食センターや小中学校での予防対策につきましては、子どもも多数おりますので、この後担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 命によりお答えいたします。

学校給食センターでは、平成21年に文部科学省が定めている学校給食衛生管理基準に基づき、ノロウイルス食中毒の予防には、日常の健康管理と手洗いの徹底が何より重要であるため、こまめな手洗いを励行させております。調理室に入るとき、調理中も、液体石けん（シャボネット）でよく洗い、アルコール消毒や塩素系消毒液を用いた消毒を行っております。トイレから出たら、必ず液体石けんで手を洗い、消毒することを義務づけております。

また、個人用爪ブラシやペーパータオル、使い捨て手袋等も常備し、タオルも共用は避けさせております。白衣に汚れはないか、調理場、コンテナ置き場は清潔に保たれているか、逐次、点検確認を行い、常に衛生管理に努めております。

なお、新設の統合中学校にあわせて建築する新しい給食センターについては、厨房環境を乾いた状態に保ち、細菌の繁殖を抑えるドライシステム方式を採用し、自動扉、エアカーテン、自動水栓の導入など、衛生管理面の充実を図るとともに、調理員の作業環境の向上を図るため、室内温度をコントロールする空調設備を整備した設計内容となっております。

ふだんから、ノロウイルスはじめ、インフルエンザ、O-157等に感染しないよう、給食調理員の健康管理、作業着等の衛生的な管理の徹底を図り、必要に応じて保健所と連携して対応できる体制を堅持していきます。

児童生徒への保健教育・衛生指導については、トイレの後、給食の前、校庭で遊んだ後、清掃後などに必ず手洗いするよう担任の先生、養護教諭などが指導を行っております。給食時には、給食当番の健康状態を確認するとともに、食べ物や食器類を衛生的に取り扱う指導なども行っております。

また、朝礼の際などに、出欠の状況の把握や健康観察を行い、早期発見に努めております。このほかにも、学校だより等を活用し、「子どもの使うハンカチ、タオル等は、清潔なものを持たせる」、「家でも、うがい、手洗いの励行」、「早寝、早起き、朝ご飯、朝うんちの習慣など」保護者への啓発も行っております。

次に、ご質問の2点目「手洗い場の増設」についてですが、幼稚園、小・中学校においても、「手洗い場所が狭い」、「不足して困っている」、「増設してほしい」等の要望、報告はございませんので、現状維持でご理解いただけたらと存じます。

なお、除菌液の使用に当たっては、アレルギー症状を生じる児童生徒がいるため、各園、各校とも常備はしておりますが、希望者のみに使用させているとのことでありますので、ご理解いただけたらと思います。

何といたっても、予防の基本は、うがい、手洗いの励行ですので、学校保健委員会などを活用し、今後も予防と対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 中里議員。

◇10番（**中里芳久君**） いろいろ細かく詳細にご答弁をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

それで、この問題は、審議をしたときに、非常に単純で愚問だという方がおりまして、非常に私も頭を痛めております。だけど、この問題は、非常に重大な問題なんですね。目

には見えないんですよ。また、感染というのもわからない。その中で、やはり皆、注意しなくちゃならない。しかし、1つ間違っ問題が起きたときには、これは取り返しのつかない重大な問題が起きるんです。今まで「キラッと輝く甘楽町」が、陥落するような目に遭わないように、そこはよく十分に注意していただきまして、今後もひとつそういう中で、簡単な愚問かもしれないですけど、ひとつよろしくお願いします。

◇議長（**黨 哲夫君**） 要望でよろしいですね。

◇10番（**中里芳久君**） はい。

◇議長（**黨 哲夫君**） 中里芳久君の質問が終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

---

午後2時19分休憩

午後2時27分再開

---

◇議長（**黨 哲夫君**） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

次に、4番、富岡朝男君。登壇の上、質問を願います。

◇4番（**富岡朝男君**） 一般質問をさせていただきます。今回2問させていただきたいと思えます。

最初に、「固定資産税等の納期の平準化について」。今年の4月から、消費税の税率が8%になり、それに伴い、各種の生活用品や公共料金等が消費税の増税分3%分、現行より増税します。

景気が回復基調とはいえ、まだまだ地方には実感がありません。年金も減額が続いていて、生活苦がふえてくると考えられます。

このような状況の中、固定資産税等の納期を平準化することにより、月々の家計のやりくりが無理なくいくのではないかと考え、次の提案をします。

1として、固定資産税を現行の納期4期から8期に改正する。

2として、個人の町民税の現行の納期を4期から8期に改正する。

3として、水道使用料、下水道使用料の徴収を現行同一月を、別々の月に徴収する。

これらを実施するためには、電算システムの改修等経費を必要とすることは承知していますが、住民の暮らしを守るために町ができることだと考え、質問します。

2問目ですが、「消防団支援法に基づく地域防災力の強化について」。昨年12月に、

消防団を支援する「消防団支援法」が施行され、地域防災の要として、火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応してくれる消防団や団員を支援することができます。支援法の成立で、消防団のあり方が見直され、防災力強化に向けた取り組みが一層進むかと思われまます。同法は、消防団を「将来にわたり、地域防災力の中核として欠かすことのできない代替性の無い存在」と定義し、消防団の抜本的な強化を自治体に求め、団員の処遇改善を図っています。

そこで、私は、この法律に基づく支援の力、町が取り組んでいただきたいことについて質問します。

1つとして、消防ポンプ車の整備。20年以上、20年近く使用している消防車があるため、更新をしたらどうか。

2として、団員の処遇改善。1つは、退職報奨金の改定。2として、報酬・出勤手当の改善。その他、町で考えがありましたらお願いします。

以上について、町長の答弁をお願いします。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、富岡朝男議員のまず1番目の「固定資産税等の納期の平準化」、このことについてのご質問にまずお答えをいたします。

固定資産税の納期、そして普通徴収に係る個人の町民税の納期につきましては、議員もご存じのとおり、地方税法の規定で年4期に定めております。

納期をこのように4期に分けているのは、納税者の納税の便宜を考慮して、一時に多額な税負担を強いることをせず、円滑な徴収を確保しようとする趣旨に基づくものであります。また、他の税目や保険料、使用料の納期と重複しないように十分配慮をしているところであります。

また、ご指摘の上下水道の使用料の納期も同様であります。

このことを十分に踏まえまして、平成20年度から導入をされ、月別にバランスのとれた状態であると現在考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、この後、税の担当、水道の担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

次に、2問目にいただきました「消防団支援法に基づく地域防災法の強化について」、にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、消防団の任務は、住民皆さんの生命・財産・安全を火災や災害から守っていただく大きな使命を持っていただいております。団員は、地域住民から信頼され、頼りにされて、家族や職場の理解と協力を背景に選出をされ、活動をいただいております。それぞれが、自分の仕事を持ちながら、昼夜を問わず活動しておりますことに、心から感謝を申し上げるところでございます。

近年、東日本大震災をはじめ、地震そして局地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための地域防災力の重要性がますます大きくなってきておるところであります。

その一方で、少子・高齢化の進展、被用者の増加、町外通勤等を行う住民の増加等の社会的・経済的情勢の変化によりまして、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難な状況となっております。これらの現実から、現在の消防団の組織体制について、まず再編成を視野に入れながら検討を進めているところであります。そして、これは避けて通ることのできない喫緊の課題だと認識をしているところであります。

ご指摘のように、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するための、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、いわゆる「消防団支援法」が公布・施行をされたところであります。

この法律では、消防団の装備の改善や消防団員の処遇の改善もうたわれております。その規定に基づき、装備の基準の見直しも行われておるところであります。

ご質問のように、20年を経過した消防車も現在あります。これらの更新につきましても、組織体制の整備の後、総合的・計画的に実施をしたいと考えておりますので、ご理解を賜り、早急な甘楽町の消防団体制整備に、議員におかれましても絶大なご支援、ご協力をお願い申し上げます。

この後、団員の処遇等につきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 住民課長。

◇住民課長（**齋藤はるみ君**） 命によりお答えいたします。

個人の町民税は、地方税法第320条で納期を6月、8月、10月及び1月中の年4期と規定しており、町税条例では、6月、8月、10月、12月の偶数月と定めております。

また、固定資産税につきましては、地方税法第362条で、4月、7月、12月、2月

の年4期と規定しており、町税条例では、町民税との重複を避け、5月、7月、9月、11月の奇数月と定めております。

町民税、固定資産税ともに、町財政を支える大きな基盤となっており、町民税は平成24年度現年課税が収納率98.8%、固定資産税は現年課税収納率97.8%と、県平均を上回り、おおむね順調に推移しております。

議員ご指摘のように、本年4月からの消費税8%や年金額の減額など、納税者の皆さまの負担が増す要因もありますが、納期を倍増いたしましても、納税者の皆さまの税額は変わりませんし、徴収コストが増加いたしますので、効率的な行政執行の観点からも、現行どおりの期数が適当と考えており、現行の町民税4期、固定資産税4期、軽自動車税1期、国保税9期等、税・保険料全体のバランスを考慮して納期を設定しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、納税者の方から、分割納付のご相談があれば、個々のご相談には真摯に対応させていただく所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 水道課長。

◇水道課長（**吉田喜代治君**） 命によりお答えいたします。

現状の上下水道使用料につきましては、ご承知のとおり、上水道使用料を基本として、下水道使用料を設定しています。水道メーター検針は、2カ月に一度、偶数月の下旬に行っており、上下水道使用料の納付は、2カ月に一度の奇数月で、年6回となっております。こうした一連の事務を効率的に行いつつ、他の納税等の均衡を配慮された納期となっております。

徴収につきましては、現在口座振替89.9%、上下水道使用料納付書10.1%で納入していただいております。おかげさまで双方とも徴収率99%以上となっており、スムーズな納入運営となっております。

上下水道使用料を別々の月の徴収にする場合には、電算システム改修等経費は、他の検針業務や郵便料等を勘案しますと、100万円以上の費用になります。さらに、事務効率の低下も伴うものとなりますので、引き続き、現状どおり実施させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

なお、日常生活に必要不可欠なサービスを提供する事業でありますから、「負担の公平化」や「受益者負担の原則」の基本的な考え方に基づいて、納付者には、やむを得ない停

水執行計画を実行しております。現在、納付書を発行して、納期限後3カ月を経過したときまで猶予しておりますので、別々の月の徴収設定をしなくても、実質的にはそれほど変わりないと思われまます。

今後とも、無理なく無駄なく、節水に努め、大いにご利用していただき、おいしい水と安定した水の供給に努めてまいりたいと思いますので、水道事業に対するご支援とご理解をお願い申し上げ、答弁といたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務課長。

◇総務課長（**新井貞行君**） 命によりお答えをいたします。

消防団員の処遇改善の質問でございますが、退職奨励金の改訂につきましては、消防団員補償報奨組合で所要の改訂がされておまして、その組合に加入しておりますので、改訂後の基準で支給されることとなります。

消防団員の報酬・出動手当につきましては、平成24年12月定例会の答弁と重複いたしますので、概要にとどめますが、現在、一般団員の報酬は、年間3万1,000円を支給しております。交付税措置として算入されている数値3万6,500円と比較しますと、若干下回っておりますが、他の階級では大きく上回っており、一定の水準とバランスを保っていると考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

出動手当につきましては、火災や災害時のほか、火災予防の夜間警戒・秋季検閲式やポンプ操法大会等のための訓練などに出動したときに支給しております。このほか、慰労金として秋季検閲式・歳末夜警・出初め式・防災訓練などに支給しており、報酬並びに出動手当等を合計しますと、年間9万円余りの支給となっております。

消防団員の方々には、自分の仕事を持ちながらの消防団員活動でありますので、多々困難はありますが、消防団の任務の重さ、町民の期待の大きさを理解していただいております。いわゆる「消防団支援法」の成立によりまして、見直すべき点等ございましたら、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 富岡議員。

◇4番（**富岡朝男君**） それでは、1問目の固定資産税等の納期の平準化ですが、地方税法で定められて、町の条例でも定められているということで、個人の固定資産税とか、町民税については、それは理解できるんですが、どこの市町村とかは忘れましたが、納期を平準化しているということは4期じゃなくて、している町村があります。これは、そうす

ると地方税法をどのようにしたかというのは、それは私はわかりませんが、それはやればできるんだなというのを、私はそのとき感じました。

なぜこんな質問をしたかと言いますと、例えば固定資産税はあるけど、町民税はないよという人もいるわけですね。逆の人もいるかもしれない。そういうのを考えたときに、給料、月給は毎月ほとんど同じ額が入ってくるわけです。ある月にだけぼんと負担が要る。そうすると、これから消費税が上がってくるわけですから、そのときにその月にだけ負担が要るというのは、非常に個人にもよるんですけども、さっき言ったように、固定資産税があつて町民税の無い人は、どんなに分けたって、それは全然関係ないわけですね。ですから、そういう一月にどんという負担がいかないようにした方が、個人も納めやすくなる。確かに、今、口座振替が甘楽町は進んでいて口座振替が相当います。でも、全部が口座振替で落ちているわけじゃないと思います。当然、口座振替できない人がいると思います。それは、その月に当座お金がなかった、足りなかったという理由があるんだと思うんですね。それは、平準化することによって、ある程度それがクリアができて、納税がうまくいくんじゃないかと、納めやすくなるんじゃないかということで、質問させていただきました。

これについては地方税法の法律を盾にとられれば何とも言えないので、ひとつもう一度ほかの町村でやっているということを入れて、ひとつご検討いただきたいなと思います。

それから、水道使用料と下水道使用料、確かに回収にお金が当然かかります。かかりますけれど、先ほど言った理由によって、今度は需要者にしてみれば、需要者はほとんど同じ金額が毎月収入として入ってきます。それを2カ月に1回どんどこう水道料と下水道料を一遍に引かれるよりは、別々の月に引かれた方が、需要者としてはすごくやりやすいということがあるわけですね。だから、そういうことも考えながら、収納率がいいからというだけでなく、これから収納率が落ちるという考えで私は質問していますので、その辺のところをぜひ考えていただいて、もう一度この中でこういう質問があつたので、これでいいんだということだけでなく、ぜひそういうようなことを検討していただいて、そうすれば収納率も落ちないで、むしろ上がるんじゃないかと私は考えていますので、その辺のところは今回は私の要望としておきますので、ぜひともお考えをしていただきたいと思っています。

続きまして、2問目の消防団支援法の関係ですが、前から協議会等で私、質問していま

すので、大体答えは町長の言っていることはよくわかるんですが、組織体制の整備というのは、なかなかもう何年も5年も10年も騒ぎしていることです。これはなかなか解決しないということは、これはなかなかこれから先もそんなに簡単にすぐできないかなと私は思います。

ということで、今、消防車、20年以上の車があつて、現実に町長も承知していると思いますが、もうポンプからオイルが漏って、ポンプを使うと必ずオイルが漏って、下に缶を置いてやらなきゃいけないんだというような消防車があるわけですね。それを消防車、具体的に言えば、高崎の業者に専門業者に出しても、異常はないよ、直らないよというようなそういう状況の中で、消防団は非常に苦慮しています。いつもオイルがもれて。一番心配しているのは、地元の火災があつたときに、果たしてそれがちゃんと消防車が使えるかどうかというのが、一番心配なんです。多分そうだと思うんです、消防団員にしてみれば。もし、地元で火事があつたときに、ポンプがだめで、水が出せないなんてことになったら、これは消防団員、ひどい目と言っちゃ失礼ですけど、大変な思いをしなくちゃならないと思います。

そういうことも考えて、確かに組織を整備するというのも私は必要だと思いますけれども、それとは別に消防車はある程度買いかえてやるんだという、そういう気持ちをぜひ持ってもらいたいと思います。それについて、町長にぜひお答えをいただきたいなと思います。

それと、団員の処遇改善ですが、私も質問したんですが、実は支援法の団員の処遇改善の中身がよくわかりません。インターネットで見ても、なかなか出てこなくて。どの程度のものがするのかというのは、退職報奨金は5万円の上乗せというのが出ていましたが。ただあと報酬出動手当は、どの額が基準で、その基準より甘楽町が多いのか少ないのかというのが、今ちょっと答弁いただいて、そうなのかなと思ったんですが。そういうこともありまして質問させていただきました。特に、前回の山田議員の質問とは、私は趣旨がちょっと異なっていますので、その支援法に基づく規定より多ければ別に、今、甘楽町が多ければ別にいいと思います。少ないのであつたらば、それはふやしてやった方がいいんじゃないかなと。出動手当についてもそうです。だから、その辺の答弁がひとつ、ちょっと私によくわからなかったもので、ぜひ2回目にお答えをいただきたいと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務課長。

◇総務課長（新井貞行君） 処遇の関係でございますが、いわゆる消防団支援法に団員の報酬等が規定をされているわけではございません。処遇を改善するように努めるという規定でございますが、いろいろ解釈をすると、いわゆる地方交付税の措置に算入をされている数値というのがございます。それが、先ほどちょっと申し上げましたように、団員ですと、年額3万6,500円ということになります。今、甘楽町では3万1,000円ということで、若干下回っております。ほかに、班長が3万7,000円の交付税措置に対し、3万6,000円ということになっています。部長が交付税では3万7,000円ですが、甘楽町では7万円ということになっています。部長以上は、全て甘楽町の方が上回った報酬額で支払いをさせていただいています。ですから、先ほど言いましたように、全体的なバランスと水準というのは、いわゆるこの消防団支援法からいっても、交付税措置からの数値からしても、別に遜色がある数値になっているとは思っておりません。よろしくをお願いします。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 続きまして、消防自動車の件でありますけれども、自分も担当していたこともありますし、消防団員が十分丁寧に使っていただいて本日まで至っておるといことは、十分承知をしております。従来でしたら、もう少し早くに買い換えをしてきたところが、承知はしているところでありますけれども、今回ここまで来たということの大きなものは、富岡議員もおっしゃっておられましたけれども、消防団の再編というものを1つの大きな柱として、その再編に基づいて消防車をどのように配置していくかというところを決定したいというのが、町側の意向でありますけれども。しかし実際あたっていただいているのは団員の皆さんですから、団員の皆さんの意向を無視してそれを進めるわけにはいきません。なかなかその辺のところの再編に向かったの取り組みが確実にできておるといところまで至っておりませんので、再三、新しい団長、新しい部長さん、新しい班長さん、役員さん等が集まったときには、その話をできておるところでありますけれども、なかなか大変だということは議員もご承知のことだと思っております。特に、秋畑の第2団等につきましては、団員も少なく、消防自動車ももう古くなっておる。そういうような状況でありますので、そういうところを踏まえながら、1分団、2分団、3分団はあれですけど、4分団等の再編ができれば、新しい消防自動車の購入に向けていければと思っております。

先ほど話がありましたように、消防の点検をしても異常はないけど直らないというよう

な話がありました。その辺のところは、もう一度しっかり業者とも見ていただいて、的確に対応できればと今思っているところでもありますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 富岡議員。

◇4番（**富岡朝男君**） 大体、答弁で納得しましたので。ぜひ団員もなり手が少なくなってきたという、そういうところもやっぱり魅力のある消防団というのをつくっていくには、ある程度いろいろなことを改善していかなければならないと思うんですよね。そういうところを十分に配慮していただきたいと思います。

それと、総務課長に先ほど部長というのが話が出たので、多分富岡市と甘楽町が部長と分団長の違いというのは、多分わかっていると思うんですけど、昔、広域になるときに、甘楽町は部制にして、富岡は分団制でそのままにしたという。ですから、その部長と分団長の差というのは、当然そこで報酬の額の差が出てくるんだと思うので、その辺のところもよく調べて、富岡市は多分、分団長がいて、すぐ下に部長がいます。同じところに。そういうのもよく調べながら、ぜひ報酬等はお考えいただきたい。これは要望で結構です。

以上で質問を終わります。

◇議長（**黛 哲夫君**） 富岡朝男君の質問が終了しました。

次に、5番、山崎澄子君、登壇の上、質問を願います。

◇5番（**山崎澄子君**） それでは、質問をさせていただきます。

「地産地消と食育教育について」。昨今の報道では、地産地消、食育教育と目にしない日は無いと言ってよいくらいでしょう。スーパーへ行けば、生鮮品をはじめとして、日用品のほとんどを手にすることができますが、この中に地場産のものがどれだけ含まれているのでしょうか。当地域では、道の駅甘楽、JAの食彩館と直売場があり、たくさんの人が利用していますが、勤労者には時間的に利用することが難しい現状です。

そこで、手始めに学校給食に今以上、地場産のものをメニューに取り入れていくことはいかがでしょうか。

米飯給食日には、地場産米を使い、炊きたての御飯を食べる。

果物も、季節によっては、ブルーベリー、ブドウ、リンゴ、キウイ等、積極的に取り入れていく。

パンも地場産小麦を使って焼いたらどうでしょうか。

全体を賄うには、たくさんの量が必要です。この機会に地場物の掘り起こしをする。現在の生産者に新たに団塊の世代の定年退職者の就農をふやしていく。これが遊休農地の解

消にもつながっていくと思います。地道に生産量をふやしていくことが、学校給食、道の駅、ふるさと館での消費につながっていき、食育としては地場産の食材を使った食文化に接し、食べることを楽しみながら、食の大切さを感じ取り、学校給食発祥の地にふさわしい食文化が築いていけると思います。

以上のこと、町長のお考えを伺います。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 山崎澄子議員の「地産地消と食育教育について」のご質問にお答えをいたします。

まず、地元でとれる新鮮で安全安心な農産物を学校給食に取り入れ、その食材を児童生徒が食べる。いわゆる「地産地消」食育教育の推進の動きは、議員が言われるとおり、全国の各地で着実に広がってきておると思います。本県でも、食育への関心をさらに高め、地域と連携して食育を推進するために、平成21年度から「ぐんま食育フェスタ」を開催し、県内の食育活動の取り組み状況などを紹介しているところであります。

本町では、有機農業研究会による東京都北区との小中学校約60校と学校給食を通じた「有機野菜のリサイクル事業」を平成8年から既に展開し、環境保全型農業の推進と食育教育については、他市町村に先駆けて取り組んできているところでございます。

グランドオープンとなります道の駅や甘楽ふるさと館では、営業当初から生産者の顔の見える安全で安心できる地元野菜、地元食材の提供に努めてきました。消費者や農家からも喜ばれる取り組みを実践してきておるところであります。キジ肉、キビ、レンゲ米等を使った「桃太郎ごはん」などは、地場産食材を使用した地産地消の一例ではないでしょうか。

那須地区では、「ちいじがき蕎麦オーナー制度」など、「蕎麦の里づくり」を行い、生産したソバを那須庵で提供する生産から加工・販売を一体的に行って、地域の活性化に結びつけております。

新しい取り組みといたしましては、地場産小麦を使った粉食文化の推進を図りたいと考えております。以前からある「やきもち」や「おきりこみ」などのほかに、ピザ窯で焼いたピザ、パスタ類を提供し、これらに使う具材は地元食材にこだわった「甘楽ブランド」の特産品開発につなげていけたらと考えておるところであります。

学校給食につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願

いたします。

◇議長（黛 哲夫君） 学校教育課長。

◇学校教育課長（山田 勇君） それでは、命によりお答えいたします。

学校給食センターでは、学校給食について、児童生徒の健康保持増進だけでなく、食育の推進を図ることを目的に、次の7つの目標を掲げ、調理・食育の指導を行っております。

1つ目として、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

2つ、日常生活における食事について、正しく理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

3つ、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

4つ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5つ、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

6つ、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

7つ、食料の生産、流通及び消費について、正しく理解に導くこと。

以上、7つのコンセプトを達成すべく、安全で安心できるおいしい給食の提供に日々勤めております。

主食の御飯については、群馬県産のコシヒカリ・ゴロピカリ・あさひの夢のブレンド米を学校給食会で購入し、群馬パンセンターで炊いた御飯を配送しております。給食センターで炊く炊き込み御飯、「鶏飯」や「子ぎつねご飯」と呼びますけれども、これらについては、地場産・甘楽富岡のひとめぼれを使用し、JA食彩館から納入しております。おかずの食材となるキュウリ、アブラナ、コマツナ、タマネギ、ナス、ジャガイモ、ホウレンソウ、シメジ、ネギなどは、甘楽町産をJA食彩館から仕入れております。デザートのリンゴ、キウイフルーツについても、町内でとれたものを提供しております。うどんについては、県産小麦100%を使ったうどんを提供しております。

給食物資取引業者は、現在27名おり、うち13名が町内業者で、主にコンニャク、豆腐類、みそ、牛・豚・鶏肉類、ジャガイモ、ブロッコリー、リンゴ、ナシなどを仕入れております。

学校給食に町内で生産された旬の産物を活用することは、児童生徒が給食を通して、郷

土で培われた食文化や農産物生産者への感謝の心を育むなどの教育上の効果があります。

その一方で、学校給食での必要品目、量、規格、価格の決定、納入時期などといったハードルを乗り越えなければなりません。地場産物を学校給食に活用していくためには、地元のプロデューサーや納入業者の協力が不可欠です。

いずれにしても、お互いの事情をよく理解し、献立を工夫し、行事食や郷土食などに少しでも多くの地場産物を取り入れていけるよう、まずはできることから取り組んでいきたいと考えております。

山崎澄子議員からご提案のあった、地場産米を使った炊きたてのほかほかの御飯を児童生徒に提供しようと、新給食センターの建築にあたっては、米飯給食システム導入に向け、現在作業を進めているところでございます。

幼稚園や小学校においては、学童農園を活用し、農作物を育てる大変さと収穫の喜び、農作業を指導してくれた農家の方や、食べ物への感謝の心を育む農業体験活動を今後も続けていきたいと考えております。

安全で安価、しかもおいしい給食を提供するため、極力地場産食材を使用して、創意工夫を施し、季節感などが感じられる給食が楽しいコミュニケーションの場となるよう、これからも食についての知識を高め、学校給食発祥の地にふさわしい食育の推進を図ってきたいと考えておりますので、引き続き教育行政にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。よろしくお願ひいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎澄子議員。

◇5番（**山崎澄子君**） どうもありがとうございました。先ほど町長がおっしゃいました平成21年からの「ぐんまの食育フェスタ」、たしか富岡地区が平成22年に行われたと思うんですが、これは私事で誠に恐縮ですけれども、そのときの食育フェスタで、「やきもち」を焼いて、皆さん、ご存じでしょうか、ゴマみそであえた「やきもち」。この辺の地域の特別なものらしいんですが、なかには知らないとおっしゃる方もいるんですけれども、それを主催者の方から依頼されまして、そういったメニューでそのフェスタに参加させていただいたことがありました。今、町長のその言葉で、そのときのことをふと思い出しましたけれども、とてもそれが好評だったことを記憶に残っております。

今度の新しく平成28年の学校給食センターの方、お米を炊く、ぜひ今、週3回だと思っておりますけれども、米飯給食の日。ぜひ、このお米、群馬県産とは言わずに、ぜひレンゲ米と同じように、甘楽富岡産のお米を使って、炊きたての御飯をぜひ提供していただきたい

いと思いますね。

それと、もう一つは、子どもが今、学校によっていろいろ違うと思いますけれども、課長がおっしゃったように、いろんな学年によって、ものを育てていて、新屋小では、つい最近大根をとって、煮て、指導してくださった方とか、学校の生徒に炊いたものを配ったなどということ話を聞いております。やはり、食べること、これからやっぱり家庭の環境がいろいろ違ってくると思いますので、ぜひ食べることに食育という言葉があるぐらいですから、町の方も力を入れて、子どもに本当のものをよくかんで食べるという、そういう食育をぜひしていただきたいと思います。

それと、本当にこの献立表なんですけれども、学校給食の材料を使った以外に、家で食べてほしい食べ物というものが、その日その日に載っています。随分きめ細かく学校給食センターの方は、これをつくっていると感じました。ぜひ、これから地場産のものをふやして、給食にふやしていくのと同じように、いろんなものをぜひ取り入れていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でよろしいですね。

◇5番（**山崎澄子君**） はい。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎澄子議員の質問が終了しました。

次に、12番、山田邦彦君。登壇の上、質問を願います。

◇12番（**山田邦彦君**） 私は、2つのことについて質問いたします。

1つ目は、「電気自動車の充電器設置などについて」です。

私たちの生活を考えると、自動車抜きの生活は、事実上困難だと思います。温暖化対策としては、二酸化炭素排出の少ない自動車やエコドライブの普及など、自動車との賢いつき合い方が重要になってまいります。

温暖化対策の切り札の一つとなるのが、電気自動車などの次世代自動車の普及だと思います。電気自動車は、走行時の二酸化炭素排出量がゼロ。電気を発電所でつくる際の発生量を考慮しても、ガソリン車の4分の1程度。走行に要する電気代は、ガソリン代の3分の1から7分の1と、経済的にもすぐれていると言われております。

群馬県では、「群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」、ビジョンと呼んでいるらしいですが、これを策定し、次世代自動車の一層の普及促進と利便性向上を図っています。その充電器購入、そして設置に期待して補助金を出して進めています。

甘楽町の場合の目標が3カ所とされていますが、ぜひ設置をしていただきたいと思いますが、どう考えているか、伺います。

それと、町の公用車も順次、電気自動車、あるいは電気バイクを購入し、その比重を高めていってはいかがでしょうか。町の考えを伺います。

次に、「スポーツ条例の制定を」について質問いたします。

去年の4月1日、「群馬県スポーツ振興条例」というのが施行されました。これは、今まで、とかく趣味の範囲に見られていたスポーツを、行政の一つの大事な仕事としてとらえ、目的や意義、行政や住民の役割をあらわしたもので、大変すばらしいと思います。

甘楽町は、日本で最初に元旦駅伝をやったという実績があります。全国からたくさんの参加者でにぎわうさくらマラソンを開催したり、各種目で甘楽・富岡のトップクラスの成績を上げています。ときおり全国大会へも選手を輩出されています。

そこで、町でもぜひ条例などをつくり、スポーツのきちんとした位置づけをし、必要な措置をしてはいかがでしょうか。スポーツの町の宣言や、町内外の大会参加への一層の援助などがあたると思います。

ある自治体では、ラジオ体操を取り入れたら、国保の医療費が何割か減ったという報告があります。ラジオ体操は、ご存じのとおり、1928年11月1日の朝7時に、東京中央放送局からラジオ体操の初めての放送が行われました。当時、日本放送協会とラジオの聴取契約をしていた人は56万人、ラジオ普及率の低い状況にあって、ラジオを持っていない人はラジオのある家庭に行き、放送を聞いたと言われていました。

ラジオ体操の効果は、いろいろありますが、例えば体を後ろに反らすと、間脳を刺激し、記憶力が活発になったり、痔にも効果があると言われていました。そのほかいろいろありますが、その結果、医療費の削減・抑制につながったのではないかとされています。

ぜひ、全町民的に取り入れて行ってはいかがでしょうか。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原 莊一君） 山田議員から2つのご質問をいただきました。

最初の質問でありますけれども、「電気自動車の充電器を設置」、このことについてお答えをいたします。

議員からもありましたように、国では走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さない、地球環境に優しい次世代自動車の普及を目指しておりまして、県においても国の方針を受け、

次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定して、充電器の経路的整備、面的整備等の基本的な考えを示しているところでもあります。

また、先日は、NEXCO東日本における平成26年度の県内高速道路網への充電器の設置方針が新聞報道されたところでもございます。

ご質問の電気自動車用充電器の設置についてでございますが、最近では、家庭用の電源から安価な夜間電力を利用して気軽に充電が可能なのでもあります。

現段階での充電器設置に対する基本的な考え方といたしましては、次世代自動車の普及促進と遠来者に、遠くから来る人による電気が無くなる、電欠するといえますか、それらの不安解消にあると考えております。

特に、現在の航続距離が約200キロ前後であるということを考えますと、首都圏からのお客さまに安心してお出かけいただくためには、電気が無くなる不安解消に向けた取り組みが必要でありますし、そのことが次世代自動車の普及促進につながっていくんじゃないかなと考えております。

今後の充電器の設置の考え方、そして町の公用車としてのご質問もありました電気自動車の導入等につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、2問目の「スポーツ条例」でございますが、「条例をつくって、スポーツのきちんとした位置づけをし、必要な措置を」というご質問をいただきました。

今年度、実施をいたしました元旦駅伝競走大会はもう55回にもなりますし、町発足当時から行っているもので、新たな年明けのスポーツ行事として多くの方の参加やご声援をいただいております。

夏から秋には、体育大会において体育協会をはじめとして、議員さん、区長さん、各種団体等多くの関係者の協力を得て、剣道や球技、卓球やバレーボール、ソフトボール、ソフトテニスと、陸上競技、綱引き競技などが支部、いわゆる地区対抗競技として、大勢の皆さんが参加されて行われておるところであります。

このほか、親善グラウンドゴルフ大会、親善バレーボール大会、中学生の大会、各種大会などを行い、甘楽町第5次総合計画の基本計画に基づき、スポーツの推進を図っているところでもあります。

特に、教育委員会では、毎年作成されている教育行政方針において、町民総スポーツの推進として位置づけ、取り組んでおるところで、大きな成果を上げていることは、議員ご

承知のとおりだと思っております。

そこで、議員からご質問のありました条例等を制定してはどうかということですが、現時点では、今考えておりません。

次に、「ラジオ体操を全町民に取り入れてはいかがか」というご質問につきましては、議員ご説明のように、いろんな諸説もあるようでありますけれども、やはり体を動かすことや適度な運動をすることにつきましては、健康で生活する上で、大変重要なことだというふうに考えております。いわゆる生活習慣が多様化している現在では、個人それぞれの状況に合った健康方法を取り入れていただき、山田議員の言われるように、医療費の削減につながれば、町としても大変よいことだと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、スポーツの詳細につきましては、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 企画課長。

◇企画課長（**山田隆史君**） それでは、命によりまして、最初の「充電器設置」についてお答えをさせていただきます。

まず、自動車への充電器に求められるものとしたしましては、自動車メーカーや電池メーカーにかかわらず、安全かつ短時間で充電できることにあると思います。とりわけ、現在の充電時間は普通充電で10時間から20時間、急速充電で30分前後と言われており、ガソリン給油等に比べますと、まだまだ利便性が高いとは言えない状況でございます。

次に、町が設置するとした場合の設置場所の考え方でございますが、カーナビゲーションを利用した移動が多い現状を鑑み、待ち時間に情報収集等が可能な役場の駐車場や、待ち時間を利用して食事や農特産品の買い物などが楽しめる「道の駅甘楽」が候補として考えられます。具体的な設置時期につきましては、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、2つ目のご質問であります公用車として電気自動車を導入することにつきましては、公用車の買い換え時期に合わせて、その都度検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げ、答弁いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 社会教育課長。

◇社会教育課長（**佐藤芳雄君**） 命により、お答えをさせていただきます。

町長答弁のとおり、町では総合公園野球場や芝生グラウンド、テニスコートをはじめ、ふれあいの丘陸上競技場、浅間堤テニスコート、甘楽町体育館、また学校体育館等の施設を住民へ開放しております。このような状況の中で、スポーツを行える施設の環境は、少なくないと考えております。

また、体育協会の活動も大変活発に行われ、各支部では、地域の皆さんが参加しやすい種目、例えば、おはようウオーク、ハイキング、グラウンドゴルフ大会、運動会、卓球大会等、地域が主体で行われております。

また、町スポーツ少年団では、バレーボール、野球、サッカー、剣道、柔道、ソフトテニス、ミニバスケット、空手などの種目を、指導者のもとで実施されております。

青少年から高齢者まで数多くの方が参加して、練習や各種大会が年間を通して行われている状況でございます。

議員ご質問のスポーツの町宣言につきましては、平成25年5月現在で、県内2市5町で宣言が行われておりますが、条例を制定している市町村はないと認識しております。

また、「町内外の大会参加者への一層の援助を」の趣旨につきましては、全国大会・関東大会等の出場選手につきまして、少額ではございますが、申請により補助をし、平成25年度現在までに19件の補助を実施しております。

健康維持増進を図る意味での「ラジオ体操を取り入れたらどうか」との山田議員のご質問かと思いますが、住民の方々もラジオ体操のほかに、ジョギング、ダンスや健康体操等、いろいろな方法を取り入れて、趣味を兼ねながら健康維持増進を図っていることと思われまます。

スポーツ基本法に基づき、町ではスポーツ推進員15名を委嘱して、スポーツの推進、実技指導等を実施しております。今後も、山田議員ご質問の趣旨を踏まえて、第5次総合計画にもありますように、スポーツ推進員等により「誰でも気軽に参加できるスポーツ」教室等を今後も開催して、スポーツの普及・体力の向上を目指した推進活動を行っていきたいと考えております。

以上でございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山田議員。

◇12番（**山田邦彦君**） それでは、電気自動車のことについて、2回目をさせていただ

きます。

まず、①なんですけれども、設置するとすれば、というお話でしたが、ぜひ設置をしていただきたいと思うんですけれども、来年の今ごろまでが県の補助の対象になりますので、ぜひ、慌てなくても1年間ありますからね。申請すると、ほとんどが許可されるという話を聞いています。

それと、料金なんですけど、現金を扱ったりすると、人が必要だったり、いろいろあるかなと思うんですが、いわゆるプリペイドカードといいますか、あるいはいろいろな商品を買うときのカードを使った充電の仕方、大体隣の市でも1充電当たり500円がいいところかなという話がありました。ぜひ、これから隣の富岡市では、世界遺産の指定ができそうな話もありますし、もしそうならなかったとしても、楽山園に始まり、いろいろな集客能力がこのごろでいうポテンシャルというんですかね、甘楽町にあると思いますので、ぜひひとりあえずは3カ所をそういう形でやっていただければうれしいなと思いました。

それと、いわゆる宿泊場所につくると、急速でなくてもいいことになるので、設置する費用がうんと安く済むという話も聞いています。それはその3カ所の中に入るのか、入らないのかよくわかりませんが、そのあたりのことも含めて検討をしていただければと思います。

それと、②の方なんですけど、先ほど一般会計が議決されましたが、その中でも公用車の購入がうたってありました。予算との関係があるので、即その台数がということにはならないかもしれませんが、ぜひ工夫していただければうれしいなと思いますが、いかがでしょう。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） 今、充電器の話をいただきました。いわゆる自動車のメーカーが集まって充電器の設置についての推進を図っておる、そのことは議員もご存じのことと思います。その中で、充電器のメンテナンスなり、料金徴収はそのメーカーの人たちの集まりのところで行うというものが、今進んでおるところであります。このことにつきましては、将来的にはもう設置について検討を進めていくことは必要かなと思っておりまして、ご理解をいただきたいと思っております。

役場の公用車、例えば軽の電気自動車にしても、非常に値段が現在高いような状況でありますので、今年度すぐすぐには無理かもしれませんが、将来的には十分検討していくことが必要かなと思っておりまして、よろしく願いいたします。

◇議長（黨 哲夫君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 1問目は、了解いたしました。

2問目のスポーツ条例のことについて、2回目の質問をさせていただきます。

今現在、私の方からも紹介させていただいたり、課長からも答弁がありました。甘楽町の場合は、元気にスポーツの町としてできているという言い方をすると偉そうなんですけども、活躍されている方がたくさんいらっしゃると思います。

ただ、やはり趣味の範囲でとどまっている認識があると思うんですね。義務じゃありませんから、全員がやらなければいけないとは言えませんし、今の姿が多くできているのか、まだまだ足りないのかというのも、私、研究が足りないで、まだわかりませんが。ただやっぱり先ほどの4地区の対抗で、支部で開催するときには、全部の種目、全部の支部で選手が出せないといいますかね、そろわないといいますか、そういう状況もあるわけ。そのあたりをやはり小学校、中学校で一生懸命いろいろなスポーツに親しんでいただいて、社会人になったら、いろんな制約があり、一番という言い方をすると変なんですけど、多くの方がスポーツをやっていると暇人に思われるとか、随分余裕があるねという話で、いわゆるスポーツをする権利を認めてもらえない部分がまだあると思うんですね。

そこをやっぱり、例えば条例をつくるなり、それは県でさえもやっとなので去年の4月ですからね。なかなか難しいとは思いますが、そういう1つの住民の欠かすことのできない権利の一つとして位置づけるための方策をやっぱり町の方が、これはあまりお金がかかりませんので、やるのが大事かなと思うんです。その上で、堂々と土日であろうが、平日であろうが、私はスポーツに親しんでいるんだよという風を起こしていくと、もっといい町になるのかなと思います。

ぜひ、そのあたりも含めて、検討をして実行をしていただければうれしいなと思います。が、いかがでしょうか。

それと、②の方なんですけど、これもやはりそれぞれが自主的に取り組んでいるものがあります。先ほども、ジョギングですとか、そのほかいろいろ紹介されました。やはりこれも小学校、中学校ではあまりラジオ体操の場合は参加者がいないかもしれませんが、いろいろなメディアですとか、話を聞いていますと、ラジオ体操の存在が近過ぎるために、それぞれの人がずっと経験しているものだから、効果なんかをあまり期待しなかったり、そんなに効果があることを認識しなかったりというのが、今まで過ぎちゃったことだと思うんですね。よくよく聞いてみれば、えらく上手にできている第1次体操、第2次体操で

あるわけで、ほかのことと、いわゆる健康体操をやっている方も含めて、それにつけ加えて、ラジオ体操をみんなでやる。そのラジオ体操自身は、それこそ何年もかかって子どものときに、ほとんど全員の人が経験して、会得できているわけですね。それを時間がたつと少しづれますから、是正しながら、きちんとルールにのっとって体操をすると、本当にいろいろな体にとっていい効果があるそうです。

それと、もう一つは心といいますかね。町長、よく言われる地域力といいますか、知り合いをつくるためのものですか、いろいろな町おこしのための話し合いが集まって同じ行動を同じ時間にやることによって、いろんなプランが出てきたりという話も、付随する話といいますか、どちらかというとその方が多い話になったりする地域もあるらしいです。そういう効果もあるということも含めて、ラジオ体操は改めて覚えなくても済んで、気軽にできて、効能がたくさんあるという、一石三鳥にも四鳥にもなるものだと思うので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） まず、スポーツの条例のことですけれども、条例があってもなくも、甘楽町の人たちがそれぞれの分野でそれぞれの場所でスポーツに親しんでおるということは、議員もおっしゃってくれたとおりだと思っております。そういう意味では、条例ができたから、もっとこうなった、できないからこうだというより、底辺からスポーツをもっと推進するような、いわゆる体育協会の人たち、スポーツ推進員の人たち、そういう人たちに力を発揮してもらうことが、まず重要ではないかなと思っておりますので、今ここで条例をすぐすぐということには結びつかないかもしれませんが、スポーツの振興という部分では、十分町としても頑張っていければと思っております。

それと、もう一つ、ラジオ体操でありますけれども、ところによっては、朝6時半に集まってラジオ体操をしておるところもあるようにも聞いております。ですから、そういう意味では、夏休みに子どもたち、子ども育成会がそれぞれの公会堂等に集まってラジオ体操もやっております。そういうものがもう少し長く続けられるように、冬場の6時半というと大変ですけれども、夏場の6時半は非常にまだまだ大丈夫ですから、そういうものが続けられるような支援といいますか、応援といいますか、そういうものをしていくことによって、子どもたちが朝6時半に来てラジオ体操をしている、じゃ私も行ってみようということで、おじいちゃんやおばあちゃんや父兄の人たちも集まって、地域でラジオ体操を普及されていくようなことにもつながっていくのかなとも思っておりますので、そういう

応援はしていきたいと思っております。

それと、もう一つ、夏休みにはラジオ体操の巡回があるんですね。巡回ラジオ体操というのがあります。あれを私は一度、ずっと前に一度小幡小学校庭にラジオ体操が来ましたが、小幡小学校だったですね。それをまた一度、来ていただけるように、NHKに働きかけをしたいなとかねがね思っておりますので、そういう取り組み等も行いながら、ラジオ体操の普及というのは図られるんじゃないかなとも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（**黨 哲夫君**） 山田議員。

◇12番（**山田邦彦君**） ほとんど了解しました。

その上で、お願いなんですけれども、朝6時半にラジオ体操というやり方がありますが、今CDも、今テープはあまりないですかね。いろんなのが流通できていて、ラジオ体操の協会にお願いすると、いろいろなノウハウも、例えば先生を派遣してもらったりとか、そういうこともできるようです。そうすれば、例えば昼休みにやったり、夕方やったり。最初の始まりが朝始まりでしたから、どうしても朝という感じがしますが、スポーツの先生に聞きますと、お昼以降に体が暖まってからやった方が、いろんな効果があるという話も聞いています。ですから、そのあたりはいろいろ朝にこだわらずに、ぜひ普及促進に力を入れていただければと思います。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 山田邦彦君の質問が終了しました。

一般質問が終了しました。



### ○字句等整理委任の件

◇議長（**黨 哲夫君**） 平成26年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



## ○町長挨拶

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会の閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） 平成26年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今議会定例会では、平成26年度の一般会計及び各特別会計、水道事業会計予算をはじめとする27の議案と1件の同意案を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重なご審議をいただき、全て原案どおりご議決、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

議員皆さまから寄せられました数々のご意見、ご要望等を念頭に置きながら、ご議決いただいた予算の中で、住民の皆さんが等しく、そして安心して暮らせる環境づくり、小さくともキラッと輝くまちづくりに努めてまいりますので、引き続きのご指導、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

東日本大震災の発生から3年が経過をいたしました。被災地の復興状況が報道されています。しかし、福島第一原子力発電所の事故の影響等、残された問題は計り知れず、新たな問題も生じてきております。

甘楽町においても、2月の大雪被害の支援をまさに今進めている最中であります。被害に遭われた農家や事業所等の皆さまには、心からお見舞いを申し上げますとともに、再建に向かい可能な限りの支援対策を進めてまいりたいと考えております。

また、今年も3月から「キラッとかんら観光キャンペーン」が始まりました。明後日には、「道の駅甘楽」のグランドオープン、そして春本番を迎えてのさくらウォーク、さくら祭り「武者行列」、さくらマラソン大会と大きなイベントが予定をされております。特に、「道の駅甘楽」のグランドオープンでは、記念イベントとして「食の祭典 in 甘楽」を開催いたします。多くのお客さまにお越しをいただき、町ににぎわいと元気をもたらす施設とすべく、今後運営してまいります。

どうか議員の皆さまにも、各種イベントにご出席の上、盛大に開催できますように、ご指導、ご協力のほどを切にお願い申し上げます。

終わりに、季節の変わり目、この時期、議員各位には、健康にはくれぐれもご留意をいただきまして、ますますの活躍を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◇

## ○議長挨拶

◇議長（**黨 哲夫君**） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日に開会されました今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日無事閉会することができました。厚く御礼を申し上げます。

今回、上程議決されました平成26年度一般会計予算の総額は、60億3,500万円で、前年度当初予算に比べ30.3%、金額では14億500万円の大型予算となりました。財政健全化の取り組みをはじめ、子育て支援と福祉医療の充実、農林・商工・観光の振興、生活環境、教育文化施設の整備、並びに住民協働のまちづくり等が基本方針として予算計上されました。財政が非常に厳しい中であって大変とは存じますが、町民が安全で安心して暮らせるまちづくり、「夢」のある町、「にぎわい」のあるまちづくりを実現していただきたいと思います。

また、開会初日に上程議決されました平成25年度補正予算の想定外の大雪被害による雪害対策事業費の早期執行は無論であります。被害状況の確定も半ばにあり、平成26年度においても、住民の要望も十分に聞き入れ、国・県の対策、またJAとの連携を密にして、農業者への支援を適切に行い、農家の再建に全力を挙げていただきたいと思ひます。

その他、各特別会計予算、条例の制定並びに改正、人事案、契約変更など重要な議案を多数、終始ご熱心にご審議していただきました。

おかげをもちまして、上程された全ての議件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

執行各位におかれましては、安定した自主財源の確保と財政の健全化が求められる中、今後の執行に当たっては適切な運用をもって進められ、町民生活の安定並びに住民福祉の向上を図るため、一層の努力をいただき、より効率的な予算執行に努められることをお願い申し上げます。

この16日には、「道の駅甘楽」が周遊拠点施設としてグランドオープンし、「真心」

と「おもてなし」で大いに町の活性化につながると期待しております。

本年も、「キラッとかんら観光キャンペーン」が実施され、町のイメージキャラクター「かんらちゃん」が町のPRに努め、花を添えることを期待しています。一日も早く景気が着実に回復し、社会全体に明るい展望が開けるよう願うところであります。

最後に、甘楽町のますますのご発展とご参会の皆さまのご多幸をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（**黨 哲夫君**） 以上で、平成26年第1回甘楽町議会定例会を閉会します。

午後3時37分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長            黛                    哲            夫

署名議員            佐            俣            勝            彦

署名議員            山            崎            愛            子